

12 文 化

1 芸術文化の振興と文化財保護の推進

(1) 現状と課題

市民が生涯にわたって学習し活動する機会の増加に伴い、芸術文化に対するニーズも多種多様となっており、世代、性別を問わず市民が意欲的、主体的に活動できるよう各種情報の発信を行いながら、発表の機会の拡充に努めることが肝要である。したがって、様々な分野の芸術文化活動に、市民がいつでも・どこでも参加できるよう、文化交流館「カダレー」を情報発信の拠点施設として各種情報の提供を進めるとともに、行政と市民が一体となって積極的に事業を展開し、より多くの市民が芸術にふれる機会の創出に努め、芸術文化活動の盛んなまちづくりや地域づくりを推進する必要がある。

また、平成26年のあきた国民文化祭の開催に向け、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の推進に努める必要がある。

さらに、山・川・海の豊かな自然に抱かれた本市には、今日まで一万年以上に亘る先人の営みがあり、縄文時代早期の日本海側最大級の「菖蒲崎貝塚」や、鳥海山信仰を背景とした史跡「鳥海山」、「本海獅子舞番楽」など、数多くの文化財が所在している。私たちには、先人が築きあげ継承してきたこれら文化遺産を、市民共有の資産（たから）として保護し、次代に確実に引き継いでいく責務がある。しかしその一方で、生活様式や価値観の変化、少子高齢化や定住者の減少に伴い、社会環境が大きく変化しつつある今、本市の風土と歴史の中で培われてきた貴重な文化財や伝統行事・民俗芸能を取り巻く環境も大きく変化してきている。

このため、25年度も継続して文化遺産の調査研究を行い、記録保存するとともに、指定等の保護措置を講じる必要がある。さらに、積極的に文化財に親しむ機会を設け、主体的に保存・継承していこうとする人材の育成に努め、市民の文化財保護意識の高揚を図る必要がある。

(2) 基本方針

市民が心豊かで生き生きとした生活が送れるよう、各分野の優れた芸術文化に触れる機会を創出するとともに、市民が自主的に活動出来る各種施設とイベント等の情報を提供するなど、文化活動の推進に努める。

また、本市の風土と人々の営みの中で培われてきた歴史的遺産や民俗芸能等の文化遺産を、市民共有の財産として位置付け、保護継承のための調査研究を行い、指定して保護するとともに活用を図り、市民の文化財保護意識の高揚に努める。

さらに、国指定や国登録、国記録選択の文化財が増えている現状を踏まえ、関係機関と連携して県内外に広く情報発信し、文化の振興に努める。

(3) 重点施策

〈芸術文化の推進策〉

(1) 優れた芸術文化に触れる機会の拡充

- ① 市内の児童・生徒に対し、毎年度優れた公演、芸術作品を鑑賞できるよう、その機会の創出を図る。
- ② 芸術文化活動の情報提供を行うとともに、地域の芸術家等の人材の発掘に努め、それを活かした体験活動や公演等の機会を創出する。

○芸術鑑賞教室〔小学校下学年・上学年、中学校 9月〕

〔劇団四季による「こころの劇場」9月17日〕

(2) 創作意欲の向上と展示会等の開催

- ① 市内各地域の作家等との交流を促進し、技術や創作意欲の向上等に資する。
- ② 様々な分野の芸術活動に出会い、触れることができるよう、各種イベントの促進と発表の機会をつくる。
- ③ 市内外の芸術活動について情報発信し、芸術文化に対する活動意欲の高揚に努める。
 - 第9回由利本荘美術展（本荘）
 - 第21回ひがしゆり音楽祭（東由利）
 - 劇団「濤」公演（西目 10月）
 - 第22回高橋宏幸賞童話コンクール（東由利 11月）
 - 文化講演会（鳥海 東由利）

(3) 芸術文化活動等への支援

- ① 芸術文化協会等民間団体の自主的な運営を促進し、さらなる活性化を図る。
- ② 美術展や音楽会など多種多様な芸術活動に対応した施設の充実を図るとともに、その活用に努める。
- ③ 市民の活力とアイデアを生かした文化活動を支援する。
 - 芸術文化協会等への支援
 - 国民文化祭等出演団体への支援
 - イベントや団体等の情報提供

(4) 国民文化祭に向けての機運醸成と連携

- ① あきた国民文化祭に向けて、関係団体との連携を図り、ともによりよい事業企画の立案に努める。
 - 分野別フェスティバル
 - 市独自事業の企画立案（地域文化、五行歌等）
- ② 国民文化祭に向け、市民の機運醸成を図り、関係団体等と協力し事前事業の実施に努める。
 - 各種情報の提供と関係機関・団体との連携
 - プレイベントの開催（「人形劇フェスティバル」「第7回由利本荘市民俗芸能大会」「第22回高橋宏幸賞童話コンクール」）

〈文化財保護と活用の推進策〉

(1) 文化財の調査と指定・登録

- ① 埋蔵文化財の調査を実施し、記録保存するとともに、年次計画で市内遺跡地図を作成し、埋蔵文化財の周知と保護措置を講じる。
- ② 縄文時代早期の貝塚として、日本海側最大級の菖蒲崎貝塚について、その性格や重要性を市内外に情報発信し、文化財保護意識の高揚を図る。
- ③ 鳥海山修験を中心とする、文化遺産調査を継続実施し、追加指定候補地の調査研究を行うとともに、鳥海山信仰の実態についてさらに研究を深め、記録保存する。
- ④ 有形・無形の文化財について調査し、国の文化財として登録するとともに、貴重な文化財は、専門家を招聘し、国、県指定を視野にいたした調査をすすめるとともに、市文化財保護審議会に諮問し、市指定文化財として保護措置を講じる。
 - 埋蔵文化財発掘調査（滝沢城跡・岩渕蔵遺跡）
 - 埋蔵文化財試掘調査（開発事業対応）
 - 埋蔵文化財分布調査（遺跡地図作成）
 - 菖蒲崎貝塚概要冊子の作成・講演会の開催
 - 史跡鳥海山文化振興事業（追加指定文化財調査）
 - 建造物調査
 - 文化財指定・登録調査／文化財保護審議会

種 別	指定・登録件数(現在)	今後諮問・申請予定件数
国 指 定	3	1
県 指 定	3 5	
市 指 定	1 9 6	2
計	2 3 4	3
国記録選択	3	
県記録選択	3	
国 登 録	8 件 (31棟)	2

(2) 文化財の保護

有形文化財・記念物（史跡・天然記念物）・埋蔵文化財の保護

- ① 史跡鳥海山を共有するにかほ市や遊佐町と連携し「保存管理計画」に基づいて調査報告書を作成するとともに、26年度開催する第35回日本山岳修験学会鳥海山学術大会の実行委員会を設立する。
- ② 特別天然記念物カモシカの保護について、適切な対応を図る。
- ③ 出土遺物の整理作業を実施し、公開することにより、埋蔵文化財に対する理解を深める。
- ④ 保存管理上の課題を抱えている指定文化財について、文化庁、県、専門家の指導を受け、保護策を検討するとともに、保存修理を行う。
- ⑤ 市が管理し、また市が保存管理団体指定を受けている文化財について、その保存管理に努める。
- ⑥ 市が所有する約9,000点の民俗資料について、国登録を視野に入れた整理を行い、その保存と活用（公開）を図る。
 - 史跡鳥海山文化振興事業〔史跡鳥海山調査報告書の作成・「日本山岳修験学会鳥海山学術大会実行委員会」の設立運営〈二市一町連携事業〉〕
 - カモシカ（特別天然記念物）の保護
 - 埋蔵文化財保存活用事業〔提鍋遺跡出土品整理・活用〕（緊急雇用等創出対策事業）
 - 出土遺物保存処理（滝沢城出土遺物）
 - 指定文化財保存活用事業〔保存修理（土田家住宅 永泉寺山門 宮内八幡神社本殿 深山軒）〕
 - 指定文化財の保存管理
(鳥海山・横山遺跡・湯出野遺跡・遠藤家・鶴沼家・佐々木家・加田喜沼湿原 他)
 - 民俗資料の保存活用（旧前郷小学校収蔵資料の活用）

無形民俗文化財（民俗芸能・伝統行事）の保護

- ① 民俗芸能の伝承活動の振興と後継者育成を図るため、民俗芸能団体育成プロジェクト事業を継続して実施するとともに、「民俗芸能団体連絡協議会」の設立を目指す（定住自立圏推進事業第四年次）。
- ② 国際教養大学地域環境センターと連携し、市内に保存・継承されている民俗芸能を広く公開し、伝承意欲の昂進を図るとともに、市民の民俗芸能への理解と意識の高揚を図る。
- ③ 民俗文化財や祭礼行事の調査をすすめ、鳥海山麓の伝統文化の保存と継承に努めるとともに、その保存団体を支援する。
- ④ 国、県の記録選択を受けた無形民俗文化財について、記録保存事業（国・県補助事業）を視野に入れた事前調査を実施する。
 - 民俗芸能保存団体育成プロジェクト事業（第四年次）
 - 「民俗芸能団体連絡協議会」の設立
 - 無形民俗文化財の公開
(「由利本荘市民俗芸能大会」・「猿倉人形芝居公演」・「鳥海獅子まつり」)
 - 無形民俗文化財用具修理（「日役町獅子踊」）
 - 祭礼行事調査（森子大物忌神社祭礼・笹子月山神社祭礼）
 - 国・県記録選択事前調査（「鳥海山北麓の獅子舞番楽」・「東由利のしめ張り」）

(3) 文化財の活用と支援

- ① 文化財への理解を深め文化財愛護思想を普及するため、講演会等を開催する。
- ② 研究活動を積極的に展開している文化財団体を支援し、調査活動意欲の昂進を図るとともに、地域の歴史事象の記録保存を推進する。
- ③ 所有・管理者と連携して指定・登録文化財の保存・活用を図る。
- ④ 各種団体や関係機関と連携して文化財に触れる機会を拡充し、教育普及活動に努める。

- ⑤ 「出前講座」や各種団体等の依頼に応じて講師を務め、文化財保護意識の高揚を図る。
- 文化財講演会等の開催（「鳥海山セミナー」「しめ張り（蛇縄）を考えるセミナー〈仮題〉」）
 - 文化財保護団体への支援 ○指定文化財の保護支援（土田家住宅・八幡神社本殿他）
 - 文化財収蔵・公開施設の活用推進 ○各種文化財講演会への講師派遣

(4) 文化財の情報提供

- ① 指定・登録文化財に標柱・標示板等を設置し、周知を図るとともに、愛護思想の高揚を図る。
- ② 照会に応じて遺跡情報を提供し、埋蔵文化財の保護と重要性についての理解を図る。
- ③ 指定・登録文化財の調査情報並びにデータ収集に努める。
- ④ 文化財調査の結果を報告書にまとめ、郷土史研究やふるさと学習を支援する。
 - 文化財標柱・標示板の設置 ○埋蔵文化財情報の提供（埋蔵文化財照会制度の実施）
 - 指定・登録文化財データ収集（デジタル映像等） ○文化財調査報告書等の作成頒布

由利本荘市の指定文化財等件数一覧

平成25年4月1日現在

種 別		国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	重文 1	3	17	21	
	絵画			2	2	
	彫刻		2	28	30	
	工芸品	国宝				
		重要		6	13	19
	書跡・典籍			11	11	
	古文書		1	6	7	
	考古資料		4	9	13	
歴史資料		1	42	43		
無形文化財						
民俗	有形民俗文化財		1	13	14	
	無形民俗文化財	重文 1	6	22	29	
記念物	史跡	特別史跡				
		史跡	1	3	15	19
	名勝及び天然記念物	特別名勝及び天然記念物				
		名勝及び天然記念物		1		1
	天然記念物	特別天然記念物				
		天然記念物		7	18	25
重要伝統的建造物群保存地区						
合 計		3	35	196	234	

種 別	国選択	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	3	3	6

種 別	国登録	計
登録有形文化財（建造物）	31	31

2 文化施設の経営方針と主事業

各施設が市民の芸術文化活動の拠点として市民に親しまれ活用されるよう努めるとともに、各施設間の連携を図りながら企画展示等の推進を図る。

〈郷土資料館〉

子どもたちや市民に郷土を学ぶ学習施設として開かれ、親しまれる資料館となるよう歴史・文化・民俗等の資料展示を行い、肌で感じる体験学習等を実施するとともに資料の調査収集にあたる。

また、収集資料等についてはパソコンでのデータベース化を行い、各資料館の役割と特徴を生かした運営や資料の保存と活用を図る。

展示館名	常設展 (通年)	企画展			
		1期展	2期展	3期展	4期展
岩城	岩城氏と亀田藩	常設展		郷土の表装展	由利本荘ひな街道 (合同開催)
大内	こけしと民具展				由利本荘ひな街道 (合同開催)
本荘	本荘の歴史と文化展・本荘の刺し子・ごてんまり・こけし展	「本荘画工」展	「古代・中世の出土文字」展	「本荘藩の文化財」展	由利本荘ひな街道 (合同開催)
由利	由利の歴史・自然・人文に関する資料展				
矢島	矢島の歴史と自然・民具展	収蔵資料展		由利本荘ひな街道 (合同開催)	

〈美術館〉

地域の文化芸術活動の場の充実を図り、市民が誇りと希望を持てる地域社会を実現するため、佐藤八十八亀田城美術館等を中心に日常生活の中で「芸術文化」を身近に感じられる環境づくりを進める。

また、当美術館を活用した展示等による芸術鑑賞機会の増加を図り、広域的交流や学習体験の場となるように努める。

第1・5展示室	第2展示室	第3・4展示室	葉王寺館
佐藤八十八コレクション展 (4月～1月)	世界偉人コレクション展	由利本荘の作家展 (5月～6月) 伊藤篤夫作品展 (7月～8月) 遠藤昌夫・宣子作品展 (10月～12月)	収蔵資料展 旧藩文化交流展 (8月)
由利本荘ひな街道展 (2月～3月)		本荘由利の画人 (12月～1月) 由利本荘ひな街道展 (2月～3月)	